

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 都市計画事業の認可……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……
- 公共測量の終了 (五件)……………
- ……(都市整備局都市基盤部調整課)……
- 都市計画事業の認可……………
- ……(都市整備局都市基盤部街路計画課)……
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……
- 平成十七年東京都告示第八百六十四号 (東京都エネルギー環境計画指針)の一部改正……………
- ……(環境局地球環境エネルギー部計画課)……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……
- 農業振興地域の区域変更……………
- ……(産業労働局農林水産部農業振興課)……

公告

告示

- 東京都消費生活条例の規定に基づく公表……………
- ……(生活文化局消費生活部取引指導課)……
- 東京ウイメンズプラザの休館……………
- ……(生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ)……
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
- ……(環境局総務部環境政策課)……
- 争議行為の予告 (四件)……………
- ……(産業労働局雇用就業部労働環境課)……

●東京都告示第四百三十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により秋多都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画の種類……………
- ……(都市計画を定める土地の区域)
- 秋多都市計画区
- 市街化区域……………
- 追加する部分

- 市街化調整区……………
- 削除する部分

あきる野市牛沼字初雁、字東龍ヶ崎、字西龍ヶ崎及び雨間字西郷前各市内

あきる野市牛沼字初雁、字東龍ヶ崎、字西龍ヶ崎及び雨間字西郷前各市内

- 二 関係図書の縦覧……………
- ……(東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二十一階北側) 並びにあきる野市役所及び日の出町役場)

●東京都告示第四百四十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称……………
- ……(江戸川区)
- 二 都市計画事業の種類及び名称……………
- ……(東京都都市計画公園事業江戸川第二種別及び名称 二・七十四号松本二丁目公園)
- 三 事業施行期間……………
- ……(平成二十八年三月十七日から平成二十九年三月三十一日まで)
- 四 事業地……………
- ……(江戸川区松本二丁目地内)

使用の部分
なし

●東京都告示第四百四十一号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量及び四級基準点測量)

三 測量の区域 豊島区東池袋四丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年八月十二日から平成二十八年一月二十九日まで

●東京都告示第四百四十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 千代田区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 千代田区三番町地内

四 測量の期間 平成二十七年十一月九日から同年十二月二十五日まで

●東京都告示第四百四十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 板橋区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 板橋区大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原三丁目、高島平二丁目、高島平七丁目及び高島平八丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年八月二十四日から同年十一月十九日まで

●東京都告示第四百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、調布市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 調布市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 調布市地内

四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同月十九日まで

●東京都告示第四百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 狛江市

二 測量の種類 公共測量(三級基準点復旧)

三 測量の区域 狛江市猪方地内

四 測量の期間 平成二十七年九月二十五日から同年十一月二十五日まで

●東京都告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき立川都市計画道路路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 施行者の名称 立川市

二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画道路路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第二号線

三 事業施行期間 平成二十八年三月十七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地 立川市曙町二丁目及び曙町三丁目各地内

使用の部分 立川市曙町三丁目地内

●東京都告示第四百四十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称
武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年五月三十日から平成三十二年四月三十日まで

三 施行地区

品川区小山三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区小山三丁目二十六番九号 駅サイドビル6階
平成二十六年五月三十日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年三月十七日

●東京都告示第四百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区扇橋二丁目十七番一並びに同 平成二十八年二月八及び同番十二の各一部、同番十三、同番十九並びに同番二十及び二十三番二の各一部、同番三、同番五

の一部、二十五番四、同番五の一部、同番八、同番十三、同番十五から同番十七まで、三十三番二、同番八の一部及び同番九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第四百四十九号

平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギー環境計画指針)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

第二中「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、「及び特定規模電気事業者(以下単に「特定規模電気事業者」という。)」及び「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は同項第7号に規定する特定規模電気事業の用に供するための電気の供給の契約を除く。)」を削る。

第三二(二)中「一般電気事業者又は」を「旧一般電気事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者であった者をいう。以下同じ。)又は」に、「一般電気事業者等」を「旧一般電気事業者等」に、「一般電気事業者の」を「旧一般電気事業者の」に改め、同(二)中「一般電気事業者」を「旧一般電気事業者」に改める。

第六を削る。
別記第一号様式その一及び別記第二号様式その一中

「事業者の種別」
一般電気事業者 特定規模電気事業者
を

削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千三百七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

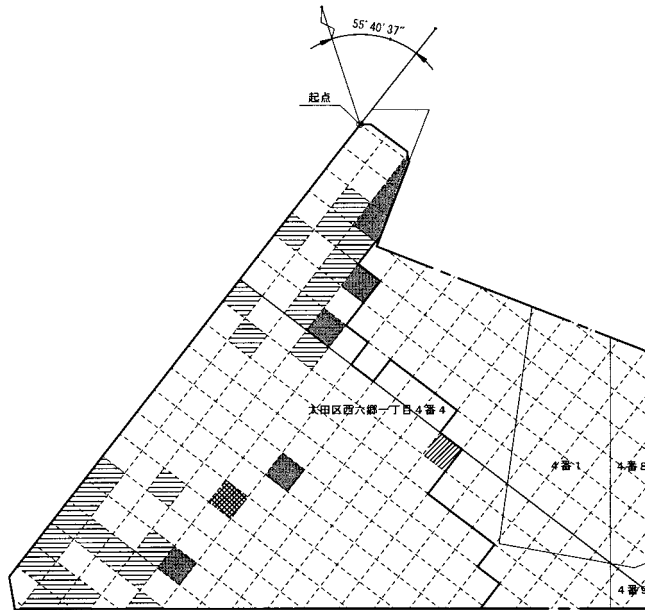
一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区西六郷一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単地区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界
- 指定を解除する区域
(平成27年東京都告示第1307号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1307号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第1397号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第460号により指定した区域)

【起点】

起点は、大田区志茂田中学校敷地境界の最北端とする。

【格子の回転角度(55度40分37秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四百五十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年東京都告示第八百三十六号により指定した秋川市(現あきる野市の一部地域)に係る農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東京都産業労働局農林水産部農業振興課、東京都農業振興事務所農務課及びあきる野市役所に備えて縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舛添 要一

あきる野市のうち、牛沼字初雁の区域であつて、次の図面の区域(図面省略)

公 告

東京都消費生活条例の規定に基づく事業者名の公表について

東京都消費生活条例(平成六年東京都条例第百十号。以下「条例」という。)第四十六条の第二項の規定に基づき、事業者に対し書面により立入調査及び報告を要求したが、事業者が応じないため、条例第五十条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者

- (一) 名称 株式会社日立管理センター
- (二) 代表者氏名 小林 睦

(三) 主たる事務 千代田区飯田橋三丁目二番九号二階
所の所在地

二 立入調査及び報告を要する理由

東京都内の消費生活相談窓口へ寄せられた相談等を分析した結果、条例第二十五条第一項に規定する不適正な取引行為をしている疑いがあるため。

東京ウイメンズプラザの休館について

東京ウイメンズプラザ条例(平成七年東京都条例第二十二号)第三条ただし書の規定により、東京ウイメンズプラザを次のとおり臨時休館する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日 平成二十八年四月二十日、同年五月十八日、同年六月十五日、同年七月十七日、同年八月二十日、平成二十八年八月十七日、同年九月二十一日、同年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日、平成二十九年一月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日

二 理由 施設等の整備及び保守点検のため

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

多摩市大字和田字五号四百五十二番十、同番十地先、同番十一並びに四百五十三番一及び同番三の各一部並びに同番四から同番六まで
多摩市和田四百五十四番地
柚木 黎子

清瀬市中清戸五丁目百二十八番四、百三十番三、同番四、同番四地先、百三十一番二、同番三、百三十三番一、同番二、百三十四番二十五、同番二十六、百八十八番二及び百八十九番四

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

狛江市東野川三丁目四百三十七番一及び同番五
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
国土交通省 関東地方整備局
局長 石川 雄一
埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一
二 対象事業の名称
(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画

三 工事着手の予定年月日
平成二十八年四月一日

四 工事完了の予定年月日
平成三十二年三月三十一日

五 届出日
平成二十八年三月二日

争議行為の予告について

株式会社服部運輸代表取締役服部俊和から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十六日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件
全日本運輸産業労働組合東京都連合会東京服部運輸労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時
平成二十八年三月十八日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地
株式会社服部運輸 葛飾区水元三丁目一番二十号及び同区水元五丁目一番四号

四 種類
事業所閉鎖 就労拒否 その他一切の争議行動(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

中野運輸株式会社代表取締役松原軍次から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十六日であったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

運輸労連中野運輸労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月十八日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

中野運輸株式会社本社営業所 中野区丸山一丁目二番

一号

四 種類

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。（以上原文のまま掲載）

争議行為の予告について

東清掃株式会社代表取締役齋藤正男から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十六日であったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

全日本運輸産業労働組合東京都連合会あずま労働組合

の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月十八日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東清掃株式会社本社 葛飾区青戸四丁目二十番二十三

号

東清掃株式会社亀有車庫 葛飾区亀有一丁目十二番一

号

東清掃株式会社水元飯塚車庫 葛飾区西水元一丁目二

十五番十三号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否、その他一切の争議行為（以上原文のまま掲載）

争議行為の予告について

栄和清運株式会社代表取締役花形匡晃から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月三日であったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

全日本運輸産業労働組合東京都連合会運輸労連栄和労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月十八日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

栄和清運株式会社 杉並区堀ノ内二丁目十一番三十二号

四 種類

部分閉鎖又は、全面閉鎖（以上原文のまま掲載）

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇円 六、六〇〇円（郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001